

# 第1章 計画策定

## 第1節 計画の目的

平成4年(1992年)6月にブラジルで開催された地球サミットの成果を踏まえ、環境政策の枠組の再構築に向けた具体的な法制のあり方について検討が進められ、平成5年(1993年)11月に「環境基本法」が制定されました。

この「環境基本法」に基づき、政府全体の環境の保全に関する施策の基本的方向を示すものとして、「環境基本計画」が定められることとなりました。平成6年(1994年)12月に第一次計画が策定されたことに始まり、平成12年(2000年)12月に第二次計画、平成18年(2006年)4月に第三次計画、平成24年(2012年)4月に第四次計画が策定され、現行の計画となる第五次計画は平成30年(2018年)4月に策定されました。計画の進捗については、毎年中央環境審議会総合政策部会等において点検が行われています。

また、「環境基本計画」には、政府の取り組みの方向を示すのみならず、地方公共団体、事業者、国民のあらゆる主体の自主的かつ積極的な取り組みを効果的に全体として促す役割も期待されています。

本市においても、「環境基本法」の制定を受け、平成11年(1999年)12月に「瑞浪市環境基本条例」を制定しました。この条例に基づき、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「瑞浪市環境基本計画」を定めることとしています。

平成25年(2013年)3月に策定した「第2次瑞浪市環境基本計画」の計画期間が令和5年度(2023年度)に終了することから、これまでの取り組みとその実施状況を踏まえ、現在及び将来にわたり市民の健康で文化的な生活を確保するため、豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本的な考え方や施策の基本的な事項を定める「第3次瑞浪市環境基本計画」を策定します。

なお、平成10年(1998年)10月に策定された「地球温暖化対策の推進に関する法律\*」に基づき、温室効果ガス\*排出削減等に向けた総合的かつ計画的な施策を定める「地球温暖化対策実行計画(区域施策編及び事務事業編)」については、「第3次瑞浪市環境基本計画」に包含することで、地球温暖化対策の取り組みを一層推進することとします。

## 第2節 計画の位置づけ

- 本計画は、「環境基本法」第7条に基づき制定した「瑞浪市環境基本条例」第7条に基づく計画とします。
- 本計画は本市における今後の環境施策の基本的な事項を示すものであり、市が施行する他の分野における環境保全の関連事項は、本計画に沿って策定または推進を図るものとします。
- 本計画の推進にあたり、SDGs\*を踏まえた取り組みを実施し、持続可能な地域社会を目指します。
- 本計画における「地球温暖化対策実行計画／区域施策編」は、市内の自然的社会的条件に応じて、本市域から発生する温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画とします。
- 本計画における「地球温暖化対策実行計画／事務事業編」は、事業所としての瑞浪市役所の事務及び事業に伴って発生する温室効果ガスの排出抑制のために策定する計画とします。
- 本計画は、「第7次瑞浪市総合計画」を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性に考慮するとともに、国の「第五次環境基本計画」や岐阜県の「第6次岐阜県環境基本計画」を踏まえて策定します。

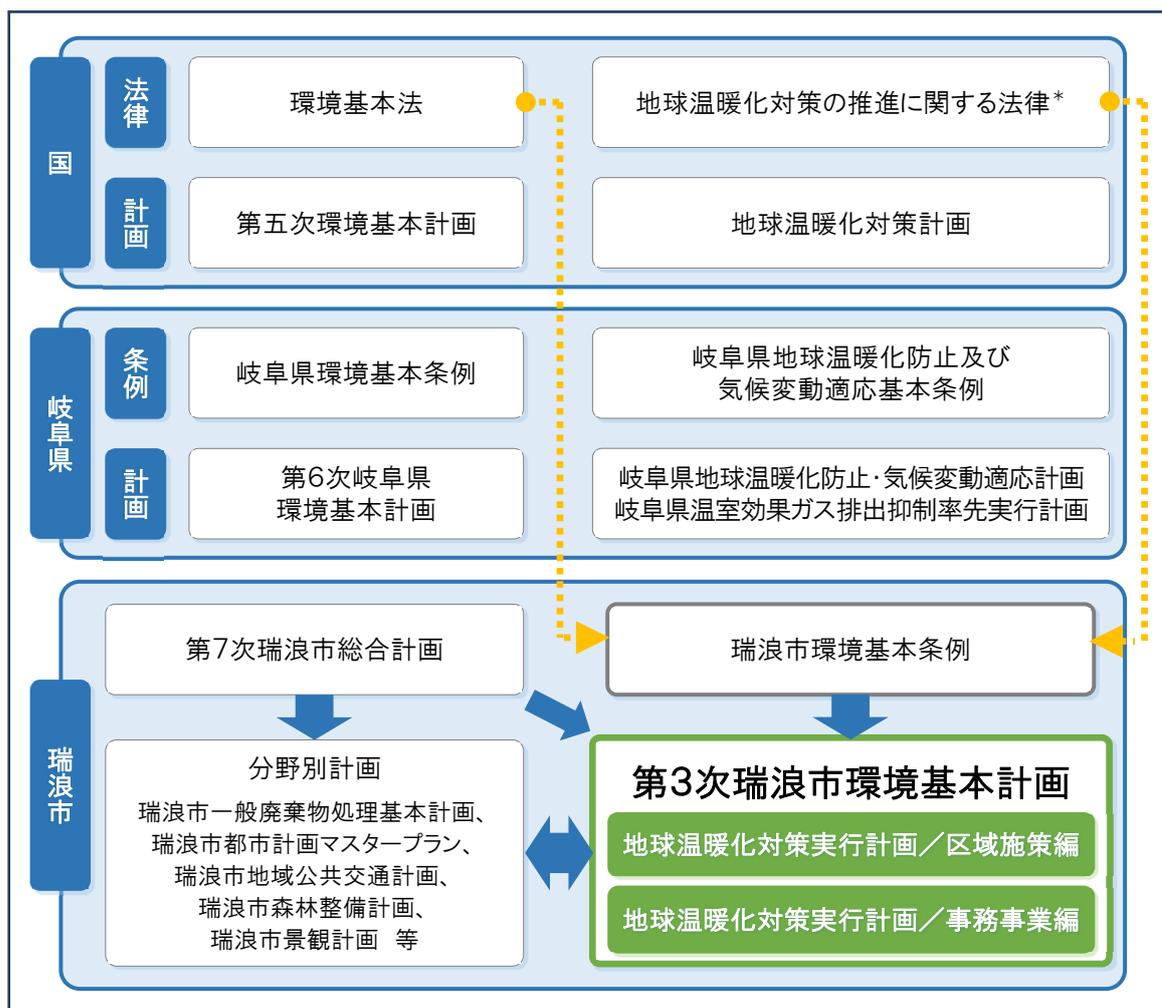


図 1-1 計画の位置づけ

### 第3節 計画の期間

本計画は令和15年度(2033年度)を目標年次として、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間を計画期間とします。

なお、計画期間のおよそ中間年にあたる令和10年度(2028年度)に、市の最上位計画である「第7次瑞浪市総合計画」の後期基本計画の策定及び本市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ計画の見直しを行います。

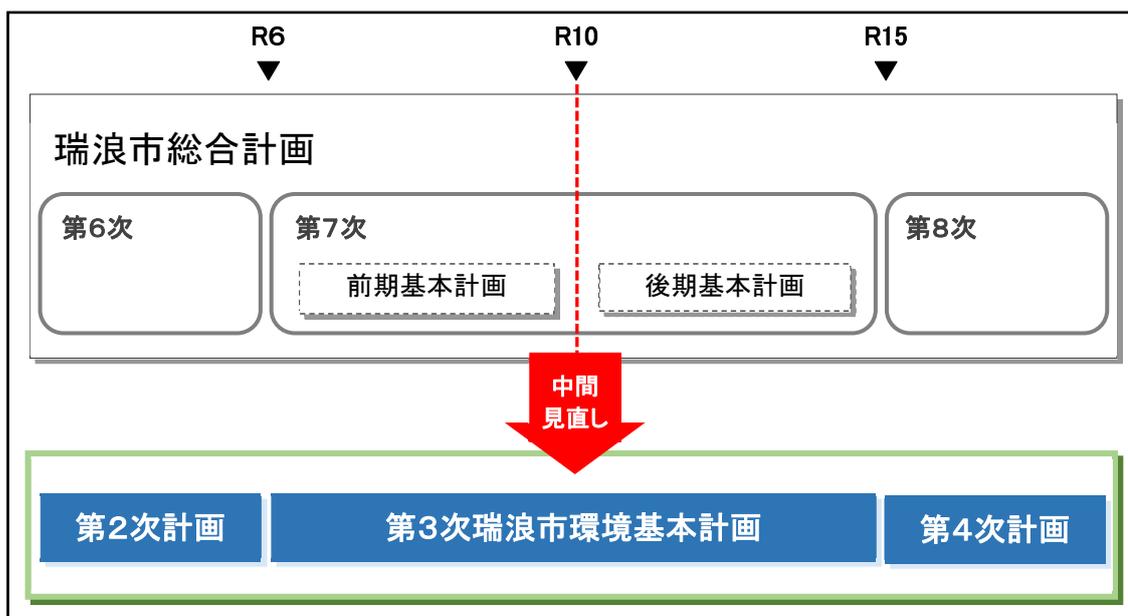


図 1-2 計画の対象期間

### 第4節 計画の対象

#### (1) 計画の対象とする環境等

計画の対象とする環境等は以下の通りです。

自然環境	私たちの身のまわりに存在する空気や土、生物等、生物の生存基盤となる環境 農地・森林・自然景観／河川・水辺／動植物・生態系／自然とのふれあい 等
生活環境	大気質、水質、騒音、廃棄物等、私たちが生活・活動することにより何らかの影響を受け、新たに発生する環境 大気環境／水環境／音環境／土壌環境／廃棄物 等
快適環境	生活空間の中の緑、音、香り、景観等、ふれあいの中で快適と感じる環境 公園・緑地／歴史・文化的環境／まち美化 等
地球環境	地球温暖化等 温室効果ガス排出量削減／再生可能エネルギー*導入 等
環境保全に取り組むための基盤	環境保全の取り組みを推進するための基盤 環境教育・環境学習／各主体の環境保全 等

## (2) 計画の対象とする地域

本計画は本市全域を対象とします。また、地域により環境の特性や取り組み等が異なるため、各地域性にも配慮するものとします。

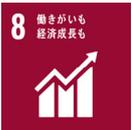
ただし、大気や水、地球環境問題等、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や岐阜県、国及び地球全体も視野に入れた計画とします。

## (3) 計画の対象とする主体

本計画の対象とする主体は、市民、事業者及び市(行政)とします。

## 第5節 本計画とSDGsの関係

本計画における取り組み内容と関連が深いSDGs\*ゴールについて示します。また、施策との繋がりを、第4章第2節環境保全の取り組みにおいて整理します。

<p><b>ゴール2</b></p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> 	<p><b>ゴール3</b></p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> 
<p><b>ゴール4</b></p> <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> 	<p><b>ゴール6</b></p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> 
<p><b>ゴール7</b></p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> 	<p><b>ゴール8</b></p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> 
<p><b>ゴール9</b></p> <p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーション*の推進を図る</p> 	<p><b>ゴール11</b></p> <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> 
<p><b>ゴール12</b></p> <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> 	<p><b>ゴール13</b></p> <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> 
<p><b>ゴール14</b></p> <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> 	<p><b>ゴール15</b></p> <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> 
<p><b>ゴール17</b></p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> 	